（雑則）

第四条　この省令に定めるもののほか、法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法については、地方交付税法附則第六条の二に規定する令和四年度における基準財政需要額の算定方法の特例に係る控除額の算定方法の例による。

別表第一

道府県の補正指数に係る率等（第１条関係）

補正指数区分	率等	
	A	B
補正指数が0.20未満のもの	0.2451	0.1492
同上0.20以上0.30未満のもの	0.4651	0.1048
同上0.30以上0.40未満のもの	0.9658	−0.0455
同上0.40以上0.50未満のもの	4.9358	−1.6337
同上0.50以上0.60未満のもの	7.8151	−3.0738
同上0.60以上0.70未満のもの	16.9616	−8.5622
同上0.70以上のもの	17.2887	−8.7907

別表第二

市町村の補正指数に係る率等（第１条、第２条関係）

補正指数区分	率等					
	指定都市		中核市・施行時特例市		その他	
	A	B	A	B	A	B
補正指数が0.10未満のもの	1.0431	0.6622	0.5321	0.1416	0.2021	0.0681
同上0.10以上0.20未満のもの	1.1077	0.6558	0.7130	0.1235	0.3512	0.0532
同上0.20以上0.30未満のもの	1.5541	0.5664	1.0325	0.0597	0.5427	0.0149
同上0.30以上0.40未満のもの	2.1508	0.3875	1.5753	−0.1033	0.8622	−0.0809
同上0.40以上0.50未満のもの	3.9175	−0.3194	2.6723	−0.5419	1.4695	−0.3236
同上0.50以上0.60未満のもの	5.5679	−1.1445	3.8964	−1.1540	2.2460	−0.7122
同上0.60以上0.70未満のもの	7.8785	−2.5306	6.2492	−2.5657	3.8541	−1.6768
同上0.70以上0.80未満のもの	10.2842	−4.2148	8.9216	−4.4362	6.2069	−3.3237
同上0.80以上0.90未満のもの	11.1993	−4.9473	9.3363	−4.7684	6.8882	−3.8689
同上0.90以上1.00未満のもの	11.7114	−5.4072	9.7415	−5.1326	7.6764	−4.5779
同上1.00以上のもの	11.7114	−5.4072	9.7415	−5.1326	7.6764	−4.5779

（雑則）

第四条　この省令に定めるもののほか、法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法については、地方交付税法附則第六条の二に規定する令和三年度における基準財政需要額の算定方法の特例に係る控除額の算定方法の例による。

別表第一

道府県の補正指数に係る率等（第１条関係）

補正指数区分	率等	
	A	B
補正指数が0.20未満のもの	0.4409	0.2690
同上0.20以上0.30未満のもの	0.8400	0.1891
同上0.30以上0.40未満のもの	1.7441	−0.0821
同上0.40以上0.50未満のもの	2.7461	−0.4830
同上0.50以上0.60未満のもの	4.2271	−1.2234
同上0.60以上0.70未満のもの	5.7498	−2.1370
同上0.70以上0.80未満のもの	6.0452	−2.3439
同上0.80以上のもの	6.1920	−2.4614

別表第二

市町村の補正指数に係る率等（第１条関係）

補正指数区分	率等					
	指定都市		中核市・施行時特例市		その他	
	A	B	A	B	A	B
補正指数が0.10未満のもの	0.6558	0.4154	0.4262	0.1144	0.2687	0.1144
同上0.10以上0.20未満のもの	0.6984	0.4111	0.5801	0.0990	0.4853	0.0928
同上0.20以上0.30未満のもの	0.9706	0.3567	0.8293	0.0492	0.7014	0.0495
同上0.30以上0.40未満のもの	1.3507	0.2426	1.2754	−0.0846	1.0919	−0.0675
同上0.40以上0.50未満のもの	2.4556	−0.1993	2.1473	−0.4334	1.8064	−0.3534
同上0.50以上0.60未満のもの	3.5015	−0.7223	3.1440	−0.9317	2.6718	−0.7862
同上0.60以上0.70未満のもの	4.9439	−1.5877	5.0456	−2.0727	4.4586	−1.8582
同上0.70以上0.80未満のもの	6.4489	−2.6411	7.2029	−3.5827	6.9272	−3.5863
同上0.80以上0.90未満のもの	7.0390	−3.1132	7.5339	−3.8476	7.2256	−3.8250
同上0.90以上1.00未満のもの	7.3469	−3.3906	7.8552	−4.1368	7.6161	−4.1761
同上1.00以上のもの	7.3469	−3.3906	7.8552	−4.1368	7.6161	−4.1761

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

第明治三十五種郵便物認可日
発行所　〒一〇一－〇〇四一　東京都千代田区神田駿河台四－六　独立行政法人国立印刷局　電話　03（3887）4294
定価　一カ月一、六四一円（本体一、五一〇円）　本号一部三〇三円（本体二七五円）　（配送料別）